

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年3月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600568号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600212号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月7日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成19年12月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月18日
② 平成19年7月13日
③ 平成19年12月7日

A社から、請求期間①、②及び③に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。当該各期間の賞与が振り込まれた預金通帳の写しを提出するので、当該各期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求期間において賞与の支払を受けていたことに加え、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが必要であるところ、年金事務所から提出されたA社に係る貸金台帳により、請求者が、請求期間③において賞与(25万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が請求者の請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③当時、当該賞与に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①及び②については、前述の貸金台帳により、請求者が、請求期間①は5万円、請求期間②は10万円の賞与の支払を受けていたが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600536号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600213号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間及び平成14年3月1日から平成15年3月29日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成10年11月から平成11年4月までは11万円を24万円、平成14年3月から同年10月までは11万円を22万円、同年11月から平成15年2月までは9万8,000円を22万円とする。

平成10年11月から平成11年4月までの期間及び平成14年3月から平成15年2月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年11月から平成11年4月までの期間及び平成14年3月から平成15年2月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年11月5日から平成15年3月29日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低くなっている。

請求期間に係る給与明細書は残っていないが、請求期間に係る給与所得の源泉徴収票及び預金通帳を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間及び平成14年3月1日から平成15年3月29日までの期間について、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及び預金通帳並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成10年11月から平成11年4月までの期間及び平成14年3月から平成15年2月までの期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及び同僚から提出された給与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成10年11月

から平成 11 年 4 月までは 24 万円、平成 14 年 3 月から平成 15 年 2 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 27 年に解散している上、請求期間当時の代表取締役から請求者の報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成 8 年 11 月 5 日から平成 10 年 11 月 1 日までの期間及び平成 11 年 5 月 1 日から平成 14 年 3 月 1 日までの期間について、当該期間における請求者の報酬月額は、請求者から提出された預金通帳において確認できる給与振込額から判断すると、オンライン記録の標準報酬月額を超えていたことが推認できるものの、当該期間の各月における厚生年金保険料控除額は、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、平成 8 年 11 月については厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができず、平成 8 年 12 月から平成 10 年 10 月までの各月及び平成 11 年 5 月から平成 14 年 2 月までの各月については、推認される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間については厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600538号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600215号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成11年1月1日から平成13年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成11年1月から平成12年12月までは9万8,000円を41万円とする。

平成11年1月から平成12年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年1月から平成12年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年1月1日から平成16年6月24日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっている。

請求期間については、A社において40万円程度の給与が支給され、当該支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成11年1月1日から平成13年1月1日までの期間について、請求者から提出された平成11年分給与所得の源泉徴収票、B市から提出された請求者に係る平成13年度の住民税に関する回答書及びA社の同僚から提出された給与明細書から判断すると、請求者が、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成11年1月1日から平成13年1月1日までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、前述の源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており連絡先が不明である上、同社の事業主から回答を得られないが、前述の源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等により推認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成7年1月1日から平成11年1月1日までの期間及び平成13年1月1日から平成16年6月24日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、請求者の当該期間における住所地であるC市、B市及びD市は、いずれも、請求者に係る課税記録を保存していない旨回答しており、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており連絡先が不明である上、同社の事業主から回答を得られないことから、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成7年1月1日から平成11年1月1日までの期間及び平成13年1月1日から平成16年6月24日までの期間に係る請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成7年1月1日から平成11年1月1日までの期間及び平成13年1月1日から平成16年6月24日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600608号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600216号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成3年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

A社において平成3年8月31日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間とし、保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、請求期間当時のA社の事業主の回答並びに同社及び同社の関連会社に係る商業登記の記録から判断すると、請求者は、請求期間もA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は、不明と回答している一方で、社会保険事務所(当時)に対し請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を誤って届出した旨陳述している上、事業主が請求者の資格喪失年月日を平成3年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600452号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600067号

第1 結論

平成15年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月から平成20年6月まで

請求期間の国民年金保険料の免除申請について、A県B市C区役所において、平成15年度(平成15年7月から平成16年6月までの期間)に係る免除申請を行ったところ、D社会保険事務所(当時)から、「免除申請は不採用にする。」旨の電話があり、その理由について同事務所の担当者は、「規定に合わない」と繰り返すのみで、全く要領を得なかったが、後日、同県内の社会保険事務所における不正な免除申請の報道を見て、説明ができなかった同事務所の対応が理解できた。その後、同事務所から免除申請に関する電話があったが対応が悪く、金輪際、社会保険事務所には関わりたくないと思い、その後は免除申請を行わなかった。

平成15年度の社会保険事務所における対応などがなければ、毎年、私は国民年金保険料の免除申請を行い、その申請は承認されていたはずなので、請求期間を国民年金保険料の申請免除期間とする訂正を求める。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、国民年金保険料の申請全額免除期間に訂正することを求めている。

しかしながら、請求期間のうち、平成15年7月から平成16年6月までの期間について、請求者は、国民年金保険料の免除申請をB市C区役所において行った後に、D社会保険事務所から、申請免除は認められない旨の連絡を受けたと陳述しているところ、同市C区役所で記載してもらったとして請求者から提出された書面を見ると、当該期間は「全額却下」と記載されており、同市は、当該記載内容について、「C区の『B市年金システム』の請求者に係る被保険者情報と一致する。」旨回答していることから、当該期間は申請全額免除が却下されていたことがうかがえる。

また、国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条において、国民年金保険料の申請全額免除は、国民年金被保険者からの申請に基づくことが規定されているところ、請求期間のうち、平成16年7月から平成20年6月までの期間について、請求者は免除申請を行っていないとしている。

このほか、請求者の請求期間について、「国民年金記録訂正請求認定基準・要領」(平成27年2月27日厚生労働大臣決定)において国民年金保険料の申請全額免除期間と認める事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600556号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600214号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

A社における賞与支払に係る年金記録の確認のお知らせが年金事務所から届いたことから、自身の年金記録を確認したところ、請求期間①及び②の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間①及び②において、賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における請求期間①及び②の賞与支払に係る年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、A社は、商業登記の記録によると、平成23年6月13日に破産手続を終結している上、請求期間①及び②当時の事業主に照会を行ったが回答を得られず、当該期間当時の同社の取締役かつ破産手続終結時の事業主は、「A社に係る資料は全て廃棄済みである。」旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、前述の取締役が賞与支払日について、「7月及び12月とも10日であった。」旨陳述しており、請求期間当時の従業員が給与支給日について、「25日であった。」旨回答しているところ、請求者が給与及び賞与の振込先であったと陳述する金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳によると、請求期間①(平成15年7月)及び②(平成15年12月)の各月におけるA社からの入金記録は、それぞれ給与支給日である25日のみであり、このほかに同社からの入金記録は見当たらない。

さらに、請求期間①及び②において、A社の給与計算事務に関与していたとされる社会保険労務士に照会を行ったが、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができない。

加えて、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)によると、A社が加入していたB厚生年金基金において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①及び②の各期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業

主により控除されていたと認めることはできない。